HTLV-1抗体検査（スクリーニング検査）で陽性と判明した方への同意書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（説明者：医療機関）

同　意　書

　１　ＨＴＬＶ－１抗体検査（スクリーニング検査）の結果

２　確認検査（PCR検査を含む）の実施状況及び検査結果

上記の１・２について、医療機関からお住まいの県健康福祉センター（又は下関市）に報告することに

　（いずれかを○で囲んでください。）

　同意します　　　　　・　　　　同意しません

（署名欄）　　　　　　　　年　　月　　日

氏　名

＜確認検査を受けられる方へ＞

妊婦健康診査では、HTLV-1母子感染予防のために、HTLV-1ウイルスの抗体があるか血液検査を行います。この検査で「陽性」と出た場合、確認検査（LIA法）を受けていただきます。

確認検査（LIA法）の結果「陽性」だった場合、母乳を介したHTLV-1母子感染の予防と、お子様の長期（３年以上）の経過観察が必要とされています。

山口県では、県健康福祉センター（又は下関市）が、お母さんの個別相談やお子様の経過観察、検査について適切な時期を御紹介します。

－山口県　こども政策課―